

令和8年6月定例会 自然再生・循環社会対策特別委員会の概要

日時 令和8年7月1日(水) 開会 午前10時27分
閉会 午後0時3分

場所 第5委員会室

出席委員 美田宗亮委員長
関根信明副委員長
東山徹委員、松本義明委員、細田善則委員、新井豪委員、神尾高善委員、
小川寿士委員、木村勇夫委員、小早川一博委員、八子朋弘委員、諸井真英委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部]
竹内康樹環境部長、島田守環境部副部長、山井毅環境未来局長
高橋和宏環境政策課長、石曾根祥子水環境課長、清水理子みどり自然課長
佐藤憲みどり自然課野生鳥獣対策幹

[農林部]
山内隆農産物安全課長、平井敏一農業支援課長、阿部徹森づくり課長

[県土整備部]
帆刈章河川環境課長

会議に付した事件
自然環境の保全・再生について

松本委員

野生生物による被害への対策について、それぞれ何点かお伺いします。

まず、野生鳥獣対策の方の1で御説明いただきました、ツキノワグマ対策でございますけれども、これは昨年の12月議会での対応のことでもあるので、その部分は除いてのところで質疑させていただきますけれども、まず今回、飯能市で訓練をされたということで、そこで見えてきた課題というのはどういうことなのか。また、今、一部御説明がありましたけれども、市街地での対策であるとか、担い手のよく言われているようなところの課題であるとか、そういった部分はどうか、お伺いします。

また、同じく、このクマ対策のところ、管理計画を作るということなのですが、ということは、個体の管理ということで積極的に、市街地に来たものへの対応などではなくて、イノシシのように個体数を減らすなどということ、つまり、山に入って駆除するということなどを行う方針という認識でいいのか、お伺いします。

次に、イノシシの関係ですけれども、個体数管理というのは、具体的にどのように強化していくのか、お伺いします。

次に、イノシシに関しては、個体の管理の説明はあったのですが、被害の状況、また、農作物への、電気が出る網であるとか、そういった対策は、具体的にどういうふうに行われているのか、被害に対する取組をお伺いします。

最後に、特定外来生物対策としてのクビアカツヤカミキリでございますけれども、これは正に今、6月議会で議論されておりますので、その部分を除いてお伺いしますと、県として、そもそもこれは外来生物ですので、根絶するという方針でいいのか。それは間違いないのか、お伺いします。

また、クビアカツヤカミキリについては、本当に被害が広がっていて、虫ですので、当然県内だけというわけにはいかないという認識の中で、これは今後、環境省や農水省も含めた国であるとか、県をまたいだ市町村との連携でやらないと、そもそも根絶なんてできないと思うのですが、そういった取組の状況はどうなっているのか、お伺いします。

以上、それぞれ2点ずつ、お願いします。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

まず、一つ目でございます。緊急銃猟想定訓練で見えた課題でございます。こちらと、市街地での対策、担い手の課題というところであったかと思えます。クマに関してでございます。まず、最初の緊急銃猟訓練で見えた課題でございますけれども、御案内のとおり、緊急銃猟制度、この日常生活圏に出没するクマが増加していることを背景に、銃猟が禁止されていた居住地域などで、一定の条件の下、市町村長の判断でハンターに指示を出して、銃猟をすることが可能になったという制度でございますけれども、4月に飯能市で訓練を行ったときの参加者からの意見というところはアンケートを取っています。その中で、実際に頂いた意見としましては、メリットというのでしょうか、良かったところとしては、実際に緊急銃猟となった際の銃猟実施に至るまでの手順を学ぶことができたであったりだとか、人員配置の状況を学ぶことができたというところは、訓練で確認できて良かったというところはありますけれども、課題として頂いているところとしましては、緊急時の実施手順に、いろいろと確認したりだとか、連絡を取ったりだとかで時間がかかります。現場と本部などというところで、こういったところで時間を要することが一つ課題であるかというところであったりだとか、あとは、そもそもこのクマ撃ちというところで、なかなか

か県でも狩猟でクマを撃つ方というのは少ないというか、ない年もあったりだとかする状況でございますので、担い手の確保というところで、難しいのではないかとといったような、そういったところが課題として挙げられたところでございます。我々としましては、冒頭お話をされました、昨年12月の補正予算で整理させていただきました県のクマ対策パッケージでございますけれども、こちらを着実に進めることで、緊急銃猟に対して頂いた課題の部分などをどのように、どの程度見直しすることができるのかなど、そういうところを確認してまいりたいと思っておりますし、また、担い手の確保が難しいというところがありましたけれども、こちらにつきましては、我々の方で、他県の、東北の方なのですが、クマ撃ちに慣れている方、岩手県の方なのですが、こちらの方を講師としてお呼びしまして、長瀬射撃場にて、来月訓練を実施しますので、こういったところでしっかり対応していければと考えています。続きまして、市街地での対策というところでございます。いわゆるアーバンベアといったこともありますけれども、この市街地などで突如出没するアーバンベアに対しましては、我々としては、やはり危機管理の一環と捉えまして、市町村の方にも、あらかじめそのときの手順を定めていただくことがとても必要ではないかと考えています。県では、少し前になりますけれども、令和7年3月に、関係市町村、県警、猟友会と協議した上で、出没対応マニュアルというものを実は策定し、市町村と共有しているところでございます。マニュアルには、クマの出没場所や緊急度に応じた対応方法を定めているところでございまして、市町村の具体的な対応に役立てていただきたいという考えでございますので、こちらの方で、市町村の方も対策を進めていただければと考えているところでございます。また、そもそもこういった市街地に出てくるクマにおいては、的確・迅速にやはり駆除する必要があるものでございますので、ただ、そうした中で先ほどの担い手の話も正直でございます。ですので、我々としましては、実は国の方に、そういった銃猟を行える組織ではないですが、体制を構築いただけるように要望しているところでございます。担い手不足のところの課題でございますけれども、この5年間で見ますと、狩猟免許取得者自体、全体としては増加しているところでございまして、中でも40代以下の割合が少しずつではございますけれども増加しているところがございます。背景としましては、この鳥獣被害対策への関心の高まりなどがあるのかと考えています。ただ、こういった免許を取得されても、なかなか狩猟に出なかったりだとか、そういったこともありますので、我々としては、研修会などを実施いたしまして、この狩猟の世界に関心を持って高めていただけるような取組を引き続き進めてまいりたいと存じます。

二つ目、計画の関係でございます。個体管理でございますけれども、これを積極的に進めていくのかというところの御質問であったかと受け止めています。こちらにつきましては、国の方で、実はこの4月に、クマの出没が多くなってきているところを踏まえまして、計画策定のガイドラインの方を新しく更新したところでございます。我々も、基本的にはそのガイドラインに沿うような形で、計画策定の方を進めていきたいと思っています。県といたしましても、この目撃件数が増えているところもございまして、県内のツキノワグマの個体数を適切に管理していく必要があるといった認識でございます。ただ、その管理の手法といったところにつきましては、この計画策定の中で、専門家の方からも意見を頂いて、進めているところでございますので、こちらにつきましては、計画策定の中でこういった形で体制の管理をしていくのか、そこについては検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、イノシシの管理の関係でございます。個体数管理を強化するというところで、どのようにやっていくのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、現在、県内全体で見ますと、西部地域の方が数としては多いのですが、同時に、東部

地区の渡良瀬遊水地周辺でも増えてきているところがございますので、こちらにつきましては、ドローンによる生息状況調査を行って、効果的な捕獲を現在執行しているところがございます。こういった新たな取組を、県内のほかの地域にもしっかり波及させていけるように、進めてまいりたいと思っています。

続きまして、イノシシの被害状況の関係でございます。このうち、農作物被害や人身被害といったものがイノシシの被害であるわけですが、特に、人身被害の部分につきまして、令和5年度ごろから、特に、西部・東部地域で、住宅地への出没が増えているところがございます。イノシシに噛まれたり、倒されたりといったような被害が、この令和5年度以降、毎年1件ないし2件と、発生しているところがございます。市町村ともここは情報共有をしっかりとさせていただきまして、市町村の方で、防災無線やメール配信などで住民への注意喚起をしていただくとともに、また、県警とも連携いたしまして、安全確保に努めてまいりたいと考えているところがございます。

続きまして、クビアカツヤカミキリの関係でございます。今回、この計画を立てていく中で、県の目標としては根絶なのかというところがございます。県といたしましては、クビアカツヤカミキリの根絶というところはしっかり目指してまいりたいと思っていますところがございますけれども、この計画期間、令和14年3月までの期間の中において、根絶の以前に、まずは新たな被害木、またクビアカツヤカミキリにやられてしまうような被害木の抑制をまず図っていくことが最初の目標としてあると考えていますので、根絶を見据えた中で、新規被害木の発生の抑制を図ることを当座の目標としているところがございます。

最後でございます。クビアカツヤカミキリの関係で、クビアカツヤカミキリが飛散するところで、県内だけでは課題解決ができないのではないか、国や他県の市町村との連携も必要なのではないかといった御質問であったかと存じます。我々としては、まず県内の市町村とは、この計画進行の中で、しっかり県と市町村の役割を明記する中で連携してまいりたいと考えているところがございます。県としまして、市町村に対しての技術支援であったりとか、財政支援というところはしっかり行ってまいりたいと考えているところがございます。また、国に対しまして、国の役割として期待される場所としては、外来生物法の中で、国全体の防除の方向性を定めることであつたりとか、あとは、新たな防除に対しての研究開発を行うことというふうに定められています。我々としては、国に対しまして、現在の対症療法的な防除ではない、効果的な防除の研究開発を進めることであつたりとか、県域を越えた広域防除体制の構築の方を、政府要望という形でお願いしているところがございます。国、県、市町村が、それぞれの役割に応じて、必要な連携を図りながら、クビアカツヤカミキリの防除に着手に取り組んでいくことが必要であるというふうに考えています。

農業支援課長

松本委員の御質問のうち、イノシシの農作物への被害の状況、その対策についてお答えを申し上げます。イノシシの被害については、令和6年度の被害調査では、中山間地域を中心に、24市町村で発生し、被害面積は9.2ヘクタール、被害金額は1,805万円で、近年微増の傾向にございます。また、農作物被害の対策ですが、捕獲により個体数を減少させるほか、寄せつけない環境を作ること、侵入を防止することといった対策を組み合わせるということが重要と考えております。各地域では、市町村や猟友会などで構成する地域協議会を設立し、被害防止に取り組んでおり、県では協議会が取り組む捕獲活動費などの経費を支援しております。また、農業者個人ができる対策としては、先ほどお

話がありましたが、電気柵などの侵入防止柵を設置して、イノシシの侵入を防止することが有効です。こちらにつきましては、県の農林振興センターで、電気柵の展示ほや、被害防止対策に向けた講習会等を開催しております。今後とも、イノシシによる農作物被害の削減に向けた取組を推進してまいります。

松本委員

2点、再度お伺いします。

まず、ツキノワグマですけれども、今、手順の課題が見えてきたというところがちょっとよく分からないのですが、詳しくそこを教えてください。市街地で要は銃を使う。多分、そんなことを言っていられない状況なのに、目の前にクマがいるのに、どういうところに許可が必要だとか、そういうことの話なのか。先ほど市町村の話をされましたけれども、ちょっとよく分からないので、手順の課題というのは具体的に何なのか、教えてください。

それからもう1個が、クビアカツヤカミキリでございますけれども、これはもう本当にすぐやらないと、先ほど今から計画を作ってこれから研究をすると言っていました、繁殖期や卵を産む時期などを考えると、もう今しかないと思うのですが、今回の予算のことは別にいいのですが、予算で対応していると言えればそれで終わりなのですが、このスピード感についての認識だったりとか、取組を再度御答弁ください。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

まず、手順の課題というところで、具体的にどういったところであるのかということでございますけれども、一例として挙げますと、例えば、クマを銃猟することになりますので、そのエリアを通行止めにするといった必要がございます。そうするとき、住民の方に対しても避難誘導を行ったりだとか、そういったところを誰がどういう形で進めるか、どのタイムスケジュールの中で進めるのかといったところの手順であったりだとか、あとは、県警や市町村の内部などでもそうですけれども、関係機関との連携というところを、どういう形で、どのルートで情報を流していくかといったようなところが、手順として申し上げたところで、ここについてしっかり定めないといけないという課題があるというところで、御意見を頂いたと認識しているところでございます。これが1点目でございます。

2点目でございます。クビアカツヤカミキリについて、緊急性、スピード感をどのように認識しているのかというところでございますけれども、我々といたしましても、今回の補正予算の関係ももちろんございますけれども、併せまして、計画を策定して、この予算と計画を両輪にして、しっかり実効的な対策として進めていきたいと考えているところでございます。委員御指摘のとおり、クビアカツヤカミキリの防除するのに適した時期というのが、正しく今の、8月までの成虫期や、産卵期などでございます。また、少しずつ、11月までの幼虫活動というところで、冬眠する前の時期もございますけれども、まずこの成虫の時期にしっかりやるということが大事だと思っておりますので、そういった中において、我々もこの計画策定を急いでおります。間もなく策定できると思っておりますので、スピード感を持って、この緊急的なところでの対策をしっかり取り組んでまいりたいと考えています。

東山委員

私の方からは、河川環境の保全のところでは3点伺います。

まず、1の河川水質の現状の部分になりますが、令和7年度の環境基準達成率が86%という御説明でした。全国平均が93.9%で、本県でも様々な取組によって一時期の状

況が随分と改善していて、平成28年には100%、近年でも令和5年度、6年度、91%と順調に推移している中で、先ほど全国平均とも同水準というような表現をされましたけれども、令和7年度が下がっている理由は何なのかということが1点です。

2点目として、2の河川水質改善に向けた対策の部分ですが、本県の法定検査受検率が全国の半分以下と低い状況にあって、それを改善するための取組について御説明がありましたが、受検率を向上させるためには、検査機関の体制も強化していく必要があると思います。そこで、平成23年から保守点検業者が検査の一部を代行する指定採水員制度を導入していますが、未受検者に検査することへの理解を促していくということとともに、この制度をもっと活用していくべきと考えます。この制度導入から15年たちますが、現状と今後の取組についてのお考えをお聞かせください。

3点目としまして、様々な取組が見受けられますけれども、これまで培ってきた水質改善の経験や川の再生の実績を踏まえつつ、今後どのようなビジョンや優先順位を持って進めていくのか、お示しください。

以上、3点、お願いします。

水環境課長

まず、河川の水質の現状のところで、令和7年度が下がっている理由についてでございます。令和7年度は、埼玉県内の降水量が平年の約7割という約30年ぶりの少雨でございました。そのため、河川の水量が減少しております。一方、工場・事業場や家庭からの排水は、雨量にかかわらず排出されるため、河川の汚れを希釈する効果が薄れたことが要因であるというふうに考えているところでございます。

2点目、河川の水質改善に向けた対策の、法定検査受検率が低いということに対して、指定採水員制度の活用ということでございますけれども、指定採水員制度の現状につきましては、現在、指定採水員による法定検査は全体の約1割、13,000基で実施されております。検査申込数の増加に対して、法定検査を滞りなく行うためには、指定採水員を含めた検査体制を拡充していくことが必要であると考えているところでございます。今後の取組としましては、より多くの指定採水員に法定検査を担っていただけるよう、今現在、少ないという状況でございますので、保守点検業者から意見や要望を伺うとともに、他県の指定採水員制度の運用等を調査いたしまして、検査業務の改善を検討してまいりたいと考えております。また、本日7月1日から、法定検査受検手数料が改定されまして、検査機関から指定採水員に支払われる料金も増額されると聞いております。こうした状況を踏まえまして、検査機関とも連携しながら、指定採水員制度の活用を着実に進めてまいりたいと考えております。

最後に、川の再生の実績を踏まえつつ、どのようなビジョンと優先順位を持って進めるのかということでございますけれども、県内には、荒川をはじめ、多くの河川がございしますが、これらの恵み豊かな川を貴重な財産として次世代へ引き継いでいくことは大切であると考えているところでございます。川に流れ込む水には、産業系と生活系の2種類がございしますが、汚濁負荷の7割以上を生活系が占めておりまして、生活排水対策に重点を置いた取組が必要であると考えております。これまで、川の清掃活動や環境学習に取り組む川の国応援団とともに、川の再生に取り組んでまいりましたが、令和3年度からは、個人や企業にも参画していただくリバサポを推進しております。今後は、団体や県民、企業が一体となった活動が広がるように支援し、多くの県民が川に愛着を持って生活排水にも関心を高めていただくように努めてまいりたいと考えております。こうしたソフト面の取組と併せまして、合併処理浄化槽への転換促進といったハード面との両輪で取組を進め

ることによって、河川環境の保全に努めてまいります。

東山委員

それでは、1点だけ再質問をさせていただきます。最後の部分になりますけれども、生活排水対策が柱であって、ハード・ソフト面の両面から取組を強く進めていくということが肝になると、重要だということですが、その中で特に課題と捉えるものは何なのでしょうか。

水環境課長

ハード面、ソフト面の対策の課題ということでございますけれども、まず、ハード面の対策としまして、合併処理浄化槽の整備を進めることが重要だと考えておりますが、適正な維持管理が伴いませんと、その機能を十分に発揮することができません。その観点から、保守点検、清掃といった維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が十分に発揮されているかを確認するための法定検査の受検が極めて重要であると考えているところでございます。しかしながら、受検率は現在低迷しており、これが一番の課題と考えております。そのため、未受検者への文書通知や指定採水員制度の活用を含めました検査体制の強化に取り組みまして、受検率の向上を図るとともに、浄化槽使用者が安心して浄化槽を使用できるような環境づくりを推進してまいりたいと考えております。また、ソフト面の対策としては、今、リバサポの取組を通じまして、県民の皆様に川に関心を持ってもらい、生活排水対策の重要性の理解促進に取り組んでいるところでございます。一方で、高齢化や活動の固定化が川の国応援団については課題となっておりましたが、企業サポーターを加えたことで、企業と団体が連携した新たな活動も生まれているところでございます。こうした活動をする企業はまだ一部にとどまっております、より多くの企業に参画していただいて、活動していただくことが重要であると考えておりまして、効果的な情報発信や更なる継続的な支援を行っていくことが重要であると考えているところでございます。

委員長

執行部に申し上げます。全体的に、もう少し簡潔に答弁をお願いします。

細田委員

2ページ目といいますか、水質異常の着色水というところに関わってなのですが、ちょっと個別のエピソードになりますが、先週の土曜日の台風の当日に、戸田市の河川の異常について住民の方から相談を受けて、土曜日にもかかわらず中央環境管理事務所がすぐ対応いただいたことには本当に感謝を申し上げたいと思います。本当にオレンジジュースのような色の排水だったので、これは台風に乗じて何かを不法投棄したのではないかというような推測があったのですが、調査していただいた結果は、マンションの雨水の貯留槽の錆が溜まっていたものが、台風が来るということで抜いていた作業に伴うものだったということで、特に事件性はなく、受水槽の中に錆がたまるという事態がなぜ起きたのかというのは、それはそのマンションの問題としてあるのですが、このようなことを踏まえてなのですが、やはり市民の方がそういった異常に対して情報を欲しているという感じがいたしまして、環境部としての何か情報発信みたいな仕組みというのが、もちろんインスタグラムやXなど、課で開設していただいておりますが、一般的な告知であって、そういった中で、それを全件アップするかどうかというところは、今回の件をアップするかどうかというのは少し置いておいて、県民が知るべき情報に関して、何かガイドラインを設けて発

信をする必要性を少し感じたので、それについてお伺いをします。

それと、これも環境部にというよりは、都市整備部や企画財政部の土地水政策課などになるのかもしれませんが、メンテナンスが不十分だったような民間施設の雨水の貯留施設の管理状況だとか清掃状況だとか、あとは、定期的に排水をするようなところに関して、環境部サイドとして何か取り組んでいることがあるか、お伺いをします。

水環境課長

まず、水質事故に対する対応、情報発信を県民の皆様にとのことですが、現在、水質事故が発生して速やかに情報発信をするというようなことは行っていないという状況でございます。大事故などがあった場合では、当然記者発表なり、速やかに県民の皆様にお知らせするということも行っておりますけれども、年間200件ぐらい事故がございます。それについて、それぞれ広報はしていないのですが、もし今後やるとなれば、川に関心のある方が御覧になるリバサポのポータルというようなところもございますので、そういったところに載せるといったことも検討してまいりたいと考えてところでございます。

また、現状、雨水につきましては、特段規制などもないこともありまして、我々として全体の状況把握をしているような状況はございません。保水機能を高めるというような意味で、例えば、綾瀬川の流域などで、浄化槽を廃止した後に、雨水の貯水槽といったようなことで使っていただくということに取り組んでいたりもしておりましたが、現状、特段環境部として、雨水のメンテナンスについての取組は行っていないという状況でございます。

細田委員

特に、今回の件は問題がないというか、害がないものなので、線引きとして発信するに至らない範ちゅうなのかもしれないのですが、県民からすると何か異常に見えて、それが特に問題なかったとしても、やはり心配を解消する意味では、ある意味重大な汚染以下のものが、これは通常、御心配には至りませんというような情報発信も必要なのではないかという気がしました。それが、今までは恐らくこれはもう害があるから記者発表をするというのが、基本的な線引きの考え方だと思うのですが、今は情報社会というか、もう発信は200件だとしてもそんなに過多でもなく、これは御安心ください、これはセーフティなものですという発信もしないと、何も発信しないのでは、情報を得ようがないので、疑心暗鬼というか、不安が解消されないという状況になるので、これからのほかの分野にもわたるかもしれないのですが、そういった基準以下は問題がないので発信をしないという、この線引きの考え方をちょっと改めるべきかと思うのですが、いかがでしょうか。

水環境課長

今の委員の御指摘のとおり、水質事故というものに不安を感じられる県民の方は多いと存じますので、今後、SNSの活用など、情報発信をどのようにすれば、皆様に効果的に伝えることができるかを研究しまして、検討してまいりたいと思います。

新井委員

2点お伺いします。

まず、クマなのですが、全国組織で、クマを殺すなという団体がありまして、毎年、県議団の方に陳情が来ていまして、私が窓口になったのですが、去年辺りからぱったり来なくなりました。こうした団体からの陳情などを県の方で受けているのか。ここ近年、もし

受けているとしたら、どんな対応をされたのか、お聞かせください。

もう1点は、PFOSのことなのですが、PFOSの発生源を、国の基準に従って調査をこれからするということなのですが、この調査は何年ぐらいかかるのかということ。もしその発生源が特定された場合、それが企業だったり団体だったりした場合は、何らかのペナルティがあるのかどうか。それと、その発生源が特定されたときに、それをどういった形で、公表などをするのかどうかということを詳しくお聞かせください

みどり自然課野生鳥獣対策幹

みどり自然課の方に、いわゆる保護団体といった団体から、クマを殺すなどであるとか、そういったようなお声の方が直接届いているということは、これまでのところございません。

水環境課長

PFOSの発生源調査は何年かかるかということなのですが、発生源としての調査は現状行っておりませんで、河川の常時監視で流れてこないかですとか、全県の地下水を常時監視で確認しているのですが、その中で超えるところがないかといった確認を行っております。地下水については、今年度中に県内全域を確認し終わるというような状況でございます。指針値を超えた場合には、当然発生源の調査はいたしますけれども、その場合、まず明らかに発生源となる企業が分かった場合には、企業の方に対応を求めていくことになるわけなのですが、地下水などで出てきますと、すぐに発生源が分からないような状況がございますので、その場合には、周辺の地下水を、さらに、井戸などを調べまして、広がりですとか、より濃い状況を確認した上で、発生源となる事業者の特定に努めてまいるところでございます。ペナルティですけれども、現状では、PFOS等につきましては指針値となっておりますので、強制的な、例えば、排水の停止ですとか、そういったことができないというような状況でございます。行政指導として、対策を取るよう求めていくことになると考えているところです。最後に、特定されたときに公表するのかということですが、排出の原因、事故なのかですとか、過去に使用していた状況ですとか、そういった個別の状況に応じまして、公表するかどうかは判断してまいりたいと考えております。

新井委員

今、もしかしたら私が答弁を聞き違えたかもしれませんが、つまりは国の基準に従って発生源を調べるというのは、ある基準に達したら、まだこの数値だけでも、例えば、不老川や藤右衛門川に関しては、まだその基準を超えていないという認識でよろしいのですか。

水環境課長

不老川と藤右衛門川につきましては、指針値を超えております。そちらにつきましては、藤右衛門川に関しては、周辺の地下水であるとか、あるいは、河川の上流といったものをさいたま市の方が権限を有しているものですから、さいたま市が調査をしております。不老川につきましても、川越市内で超えたので、上流を調べてまいりまして、狭山市の支流でも超えていることまでは確認しておりますが、原因の特定には至っていないというような状況でございます。PFOS・PFOAの使用状況ですとか、そういった履歴について明らかである事業者があれば、原因者として特定できるわけなのですが、現状、

そういった事業者などが見つからないというような状況で、今後、更に範囲を広げて、原因事業者の特定を行うなどの調査、監視を継続していくという状況でございます。

新井委員

私の聞き違いであれば申し訳ないけれども、最初の説明の中で、国の基準に従って発生源を調べると、私は聞いた気がしたのですが、それではこれは私の認識違いですね。発生源まで特定するところまでは調べないと。そこだけ確認させてください。

水環境課長

国のマニュアルに従いまして、発生源の調査というものを行います。ただ、行っても、必ずしも見つからないというのが現状となっているところでございます。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

松本委員からの御質問の中のクビアカツヤカミキリの関係で、他県との連携のところににつきまして答弁が漏れておりました。クビアカツヤカミキリの対策につきまして、他県ともしっかり連携を取りまして、全面的なしっかりとした対策を取ってまいりたいと存じます。

小川委員

私の方からは、アライグマについてお伺いをしたいと思います。先ほどの御説明の中でも、捕獲数の推移として、数が増えていて、それから捕獲する従事者の養成研修もしっかりやっていますという御説明であったかと思えます。その中で、県内のどの地域においても、このアライグマが、かわいい顔をしているけれども、危害を結構与えているということで、その捕獲等については様々な課題になっているのだと思います。そこで、ある自治体議会の中で、このアライグマの捕獲については目標を設定すべきではないかという御議論がございまして、その中で行政側が言っているのは、なかなかこのアライグマの総数自体がよく分からないのですと、この自治体が行う防除、捕獲については、県の防除計画を基に行っているものであって、この県の防除計画の中でも、県全体のアライグマの総数が把握できていないので、なかなか自治体の中で総数を把握して、どれだけ獲ればいいのか、獲ってはいけないのかがよく分からないのですという御議論があるのです。そこで、一昨年のこの自治体の行政側の発言では、是非、県の方にこの総数の調査をやってもらうように要望していきますといったことが言われているのです。一方で、先ほどの御説明によりますと、この生息状況の把握に向けた調査について、捕獲数の増加ということで、生息状況をしっかりと把握していきますというふうにおっしゃったのかと思うのですが、この辺り、この自治体の担当部局との連携というものがどうなっているのか。また、実際にその総数の把握について、どの程度把握されているのか、また、こういった要望が自治体からあったのかについて、教えていただきたいと思います。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

まず、県の方で、総数の調査に向けた自治体、市町村との連携のところでございます。こちらにつきましては、アライグマの捕獲は、この我々の防除計画の中でもそうですし、また、外来生物法のところでもそうですが、市町村などが実際にやっていただく。ただ、我々といえども、そこはしっかり支援させていただくというところで、会議などで緊密な連携を図って、行っているところでございます。続きまして、総数の把握でござい

ますけれども、こちらにつきましては、確かに我々の今の防除実施計画の中には記してございませんが、この計画を策定するに当たりましての基礎資料としては、実際に調査をしたことがございますし、また、実は今年度、この防除実施計画の見直し、中間ということでローリングを行う予定でございますので、この中でも生息数の把握の方をしていきたいと考えているところでございます。3番目、実際に要望というものが自治体からあったかというところでございますけれども、正式に文書という形で頂いてはございませんけれども、先ほどの市町村との連携、担当の中でのやり取りといたしまして、どういう状況なのかというところについてのお問合せは確かにございました。

小早川委員

私から1点、先ほどのアライグマの関係になります。捕獲従事者の養成研修の倍増による担い手の確保ということで、取組を記載いただいているのですが、実際に養成研修を受けて取り組んでいただいている方からも御相談いただいたりしながら、本当に年々増えている中で、取り組んでいる方々も疲弊をされている状況でもございます。実際その状況を把握しながら、捕獲従事者の養成研修を増やしていくという取組かと思うのですが、根本的にそれ以外の対策、環境部としてどのようなことを、研修以外も含めて検討されている状況があれば、教えていただければと思います。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

アライグマが年々増えてきている中で、捕獲従事者研修以外の対策というところでございます。我々といたしましても、数を増やすだけではやはり十分ではないと認識しておりまして、やはり捕獲をするに当たりまして、効果的、効率的な把握をすることが必要かと考えております。捕獲の方法といいますか、例えば、メスの個体について、適切な時期に繁殖期を迎えると、こういった場所にいますであるとか、そういったアライグマの生態に沿った形での傾向がやはりございますので、そういったところで、ここにわなを仕掛けるといいだとか、そういった効果的な捕獲の方法を、資料などを配布して御案内を申し上げたりだとか、あとは、環境部とは離れて、農林部の方でも、アライグマにGPSを装着して生息域などを把握して、そこに向けて捕獲を集中的に行っていくといったような取組をしています。また、今年度ですけれども、我々の方といたしましても、捕獲従事者研修の後のフォローアップがしっかりできてないところがやはりございますので、こちらの方につきましては、しっかりフォローできるような形でのフォローアップ研修のようなところを試行してまいりたいと考えております。こういった対策を総合的に取っていきまして、捕獲従事者を増やす以外の対策もしっかり取っていききたいと考えています。

小早川委員

1点確認させてください。養成研修を効果的に行うという話もございましたけれども、より正確な生息状況の把握をしていくという中で、重点地域も見直しながらという記載がありますけれども、その養成研修との連動というのは、実際に現状されているのか、これからされていくのか、その辺をお伺いさせてください。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

重点地域を我々は設定しているところでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げた捕獲従事者研修の実施回数を増やしたりだとか、また、それに対して、今までのような資料の御案内であったりだとか、そういった形で県内の中でも濃淡を付け

るような形での対応というところは、現在取っているところでございます。また、今後につきましても、引き続き、新たな手法なども検討しながら進めてまいりたいと存じます。

八子委員

私からイノシシについて2点伺いたいのですが、1点は、ここに捕獲数とあるわけですが、この捕獲したイノシシはその後どう処理されているのか。よくジビエ料理だとか、そういうふうに出しているところもあるみたいですが、ただ殺して終わりというのではなく、どうなのかという観点から、どう処理されているのか、知りたいです。

あと、もう1点分かれば教えてほしいのですが、同じイノシシのところに、推定個体数というのがあって、2, 253頭となっているわけですが、どうやってこの推定個体数というのは算出しているのか、分かれば教えてください。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

まず、一つ目でございます。捕獲したイノシシの個体のその後の処理のところでございますけれども、現時点におきましては、基本的に捕獲後のイノシシというものは、焼却処分という形にしております。ジビエなどのお話もございましたけれども、こちらについての利用というのは、ごく少ないというような状況でございます。

二つ目の御質問、この推定個体数2, 253頭の算出の仕方でございますけれども、こちらにつきましては、あくまでも推定でございます。県内でのイノシシの出没状況であったりとか、あとはイノシシのいた痕跡であったりとか、あとはイノシシを狩猟、捕獲するわけなのですが、こういったところでどれくらい目撃件数があったのかというところを、県内各地のところをつぶさに出しまして、そこから生息密度を測りまして、とあるサンプル地点の状況を、ちょっと表現が難しいですが、県全体で掛け合わせて、県全体としてどれぐらいいるのか、その中で、先ほど密度の話もさせていただきましたけれども、県内の主にこういったところに多い、少ないだとかそういったような形での算出をして、トータルで2, 253頭という形で求めるものでございます。

諸井委員

まず、イノシシについて伺いたいのですが、取組の中で、渡良瀬遊水地周辺河川での対策というものがあって、ドローンを使ってということですが、渡良瀬遊水地で対策を行う理由というのは、これは特別この辺が多いという理由があるのか、被害が深刻なのかというのは、出たというのは聞いたことがあるのですが、被害が深刻だと余り聞いたことがないので、その辺の理由はどういうところなのか、教えていただきたいということが1点。

それからあと、クビアカツヤカミキリですが、これは6年度が44市町村で、7年度が56市町村で、発生箇所もかなり増えているということですが、これは5年ぐらい前に行田市辺りが確か1匹50円ぐらいで買い取るというのを始めたと思いますけれども、これは前の質問にもありましたけれども、広がってから対策をしても余り意味がないと思うのです。補正予算を付けているわけですが、その頃に何でそういうことを考えなかったのかというのがまず一つと、広がってから対策をしても、対症療法だとちょっと意味がないというか、そうすると例えば、令和8年度はもっと増えましたとなってもっと予算を付けますと、そういうことにならないのか。今年度付けることによって、例えば、5年ぐらい前の水準に戻るのか、そういうふうを考えているのか、どういう効果を見込んでいるのかということについて、御説明いただければと思います。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

まず、一つ目、イノシシの関係でございます。どうして渡良瀬遊水地なのかというところでございますけれども、このエリアでございますが、特に、令和5年度途中から、以降、イノシシの出没件数が大分急激に増えてきたというところがございます、そうした中で、地元市町である加須市などが危機感を抱く中で、東部環境管理事務所などが協力するような形で、ここでちょっと重点的に対策を取っていかうという形となったものでございます。これが1点目の御回答でございます。

続きまして、クビアカツヤカミキリの関係でございます。被害が拡大する前の段階で、なぜしっかり対策を取ってこなかったのかというところであったかと思っておりますけれども、この間我々といたしましては、環境科学国際センターでの発見大調査であったり、こういったところで被害状況を把握したりだとか、あとは併せまして、それに対しまして、令和3年度から市町村への防除に対する補助制度を創設いたしまして、防除対策を取りましょう、あとは、令和5年度、6年度なのですが、九都県市の方で、本県提案という形で、県越えた形での全県的なクビアカツヤカミキリの対策というところで呼び掛けをしまして、現在においても、他県連携について、先ほど答弁させていただきましたけれども、図っているところでございます。こういった対策を取ってきたところではあるのですが、またそういった中で、県のグループなのか、市町村の中でも対策の濃淡ではないのですが、しっかり防除を徹底して予防的な面からも行うといったような市町村もあれば、チラシのみの御案内にとどまった市町村もあったりだとか、こういった市町村の濃淡もある中で、現在こういう形で56市町村、1,891か所まで拡大しているというところが実態としてあるのかと考えているところでございます。その間、我々としましても、やることはやってきたところはあるのですが、現状こういう形に至っているというところが、一つ目の御回答になります。2点目でございます。今年度のこの対策を取った後、例えば、5年後の水準などをどのような形で見据えているのかというところでございますけれども、我々はこの補正予算と併せまして、防除実施計画の方を策定しています。目標といたしましては、根絶が究極の目標ではありながらも、この計画期間の中においてであれば、新規被害木の発生抑制というところを一つの目標としています。この対策は全国でも類を見ない大規模なものでございます。まずは、緊急的に対策を取らせていただいて、しっかりまずこのクビアカツヤカミキリの勢いを止めるということを目指していく。そして、効果検証を踏まえながら、例えば、5年後でございますけれども、しっかり抑えていくということをしかり目指していきたいと考えています。

諸井委員

クビアカツヤカミキリについて再質問しますけれども、今、長くお話されましたけれども、結局5年前だとか、それより前になると、結局市町村任せで何もやってこなかったということで、結論としてはいいということですか。

また、今回の予算については、新規発生を抑制するということなので、要するに現状維持ということでもいいんですか。

以上、2点です。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

2点あったかと思えます。クビアカツヤカミキリの関係です。

1点目でございます。市町村任せで来てしまったのではないかとこのところございま

すけれども、我々といましては、そのようなことはなく、市町村ともそこはしっかり連携を取るような形で、先ほど補助制度の話もさせていただきましたし、この発見大調査というところは継続して行っているものでございますので、こういったところでの連携を働き掛けているところは行ってきたところですが、ただ、被害が今こういう状況であるというところでございます。これが1点目です。

2点目の御質問でございます。新規発生抑制というところが、この予算であつたりだとかの目標なのかというところでございますけれども、まず、計画と予算を連動させて動かしていきたいと考えています。ただ、もちろん根絶というのが究極の目標ではございますし、そういったところに向かって、我々としましても力を入れて取り組んでいきたいと思っていますので、特に現状のままでいいとか、そういったことは全くございませんので、どんどんこの被害をなくしていく、減らしていくといったサイクルに持っていけるように、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

諸井委員

ちょっと答弁がシンプルではないので、ちょっとよく分からないのですが、原因は何で、その原因に対して手当しなかったら、幾ら投入したとしても全然意味がないと思うのですが、原因とそれに対する対策をいつまでにどうやるのかというのを、シンプルに説明してください。

みどり自然課野生鳥獣対策幹

シンプルにというところでございますので、原因といましては、やはりこのクビアカツヤカミキリの持つ繁殖力というところが大きな原因で、それに対して対策が追いついていなかったところがあるかと思っています。それに対する対策といましては、防除実施計画を立てまして、予算の方もお認めいただく中で、しっかり緊急的、全県的な防除の方を徹底してまいりたいと思っています。それに対するゴールになりますけれども、ここについては究極としてクビアカツヤカミキリの根絶、ここをしっかりと目指してまいりたいと思います。

神尾委員

今、クビアカツヤカミキリ、今議会で予算計上されまして、ようやく県が動き始めたというふうに私も思っています。しかし、これはスピード感が必要でありますので、特に、どういう現状になっているかというのは、もう専門家にすぐに調査をしていただいて、防除ではなくて、クビアカツヤカミキリが勢力的に強いのではなくて、受ける方が、木がもう40年から50年たったサクラが多いのです。これはもう絶対入ったらどうしようもないのです。だとしたら、防除よりも、入ったところは、もう皆さん分かると思うのですが、木屑が必ず落ちていますから、そうしたらすぐ、そういうものは切って、自浄で、せん断して対策を取るという、そういう方法しか私はないと思います。だから、埼玉県で今、有名なサクラの箇所がだんだんなくなってきましたよ。だから、切っただけではなくて、防除ではなくて、次の植栽をきちんと、それも大きい木ではなくて、資材、要するに支柱替えが簡単な、大体もうビール瓶より細いものを補植していくということをやっていないと、サクラの名所がここで絶えてしまうのではないかというふうに思いますので、この計画を立てた、予算を作ったということに対してはいいのですが、何をやっているのか、今の課長の答弁だと私はちっとも分かりません。だから、現状をきちんと把握して、そしてどこか一つでも穴が開いていたら、そんなものはもう切ると、防ぐのではなく切って、

次の対策に移るということが、私は肝心だと思いますので、その点を質問します。

河川の水質に向けた対策なのですが、生活排水、まだこの全国の基準に向けて、埼玉県は半分しかないではないですか。合併処理浄化槽も単独槽の大体半分で、やはり河川を綺麗にするとしたら、責任において、自分で使った水を綺麗に流すという、そういった社会的な道徳をきちんと守りながら、企業は行政が入って検査をします。だけど、個人的なところは幾らやっても、図々しい人はやらない。お金がかかる、嫌だと。そういうことではなくて、きちんと水質を守るのだったら、徹底して行政も入って、個人でもきちんと検査をさせるということをしなかったら、河川はいつになっても、公共下水道に入っている方、それから農業集落排水の事業に入っている方々は、みんなそれに応じて、綺麗な水を何とか、やはり下の人に迷惑が掛からないようにということで、事業に入っている。ただし、今はメンテナンスであるから、農業の地帯、それから集落の飛んでいるところは、私は合併処理浄化槽の方が、メンテナンス的にはこれからの費用はかからないかと思いますので、今の現状を考えて、やはり単独槽をすぐに合併処理浄化槽に切り換えて、検査をきちんとして、使った水は綺麗な水にして流していくというこの方程式を、是非、河川の多い埼玉県として、やってほしいと思いますが、その点はどうですか。

環境部長

委員お話しのとおり、クビアカツヤカミキリは繁殖力が非常に強くて、急拡大しております。そういったことから、スピード感を持って正にやっていかなくてはいけないという認識は本当に同じでございます。そういったことから、正にこうした状況を踏まえまして、今回は全国でも例がない迅速かつ大規模な予算を、来年度を待つことなく、基本的には、広域的、集中的な取組ができるようタイムリーに行っていくこととしました。正にそれが、今回、クビアカツヤカミキリは夏に動きますので、それを前に対策が打てるように予算措置をしたところでございます。また、委員お話しのとおり、現状把握という意味では、正に市町村と話しながら、今、現状が本当にどうなっているのかと、つぶさに市町村会議を重ねていますので、そういったところで、つぶさに現状を把握しながら対策を打っていきたいというふうに考えているところでございます。また、植栽のお話も頂きました。そういったところで、まずは今回、緊急的な対策ということで、伐採という予算を組ませていただいておりますけれども、今後、ニーズとして、植栽ということを、市町村の声も聴きながら、どういう対策を今後講じていけば一番いいのかということは考えてまいりたいと思っております。

河川の水質について、正に委員お話しのとおり、合併処理浄化槽を広めていくことによって、河川の水質を適正にしていくということについては、認識が一緒でございます。ですので、点検業者、維持管理業者、こういったところと一体になって、市町村も絡んで、合併処理浄化槽への転換、あとは法定検査の受検率向上、こういったことにつなげてまいりたいと考えております。